

第2章

環境の現状と課題

地球環境、自然環境、生活環境、都市環境、参加・協働など、本市の環境の現状と課題についてまとめます。



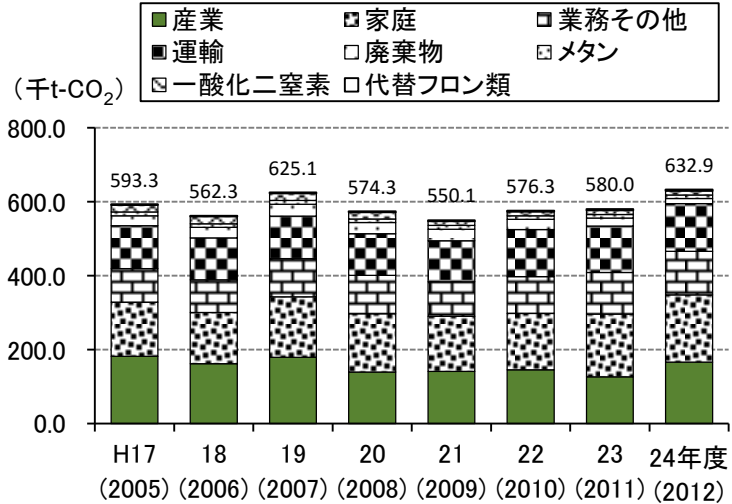
第1節 地球環境

1-1 地球温暖化・エネルギー

①温室効果ガス

平成24年度（2012年度）に本市全体から排出された温室効果ガスの量は632.9千t-CO₂で、平成17年度（2005年度）（593.3千t-CO₂）と比較すると、6.7%の増加となっています。

エネルギー起源CO₂の部門別で見ると、業務その他（+29.6%）、家庭（+24.1%）、運輸部門（+11.0%）で増加していますが、産業部門（-8.3%）では減少しています。



三島市の温室効果ガス排出量

【資料：三島市温室効果ガス排出量算定業務報告書(平成28年3月)】

課題

→ 三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に応じて、温室効果ガスを削減することが必要です。

②再生可能エネルギー・省エネルギー

家庭・事業所における省エネルギー・新エネルギー設備の導入率は、低い状況にあります。

このため、本市では家庭での太陽光発電設備等に対する補助を実施しており、その実績は平成27年度までに累計で2,208件となっています。

また、本市では公共施設へのLED照明・太陽光発電設備等の導入を推進しており、現在までに小学校7校、中学校3校、エコセンター、庁舎本館、生涯学習センター、箱根の里などで導入実績があります。また、市内の防犯灯はLED照明となっています。

バイオマスエネルギーについては、地元小学校から集めた給食廃食用油をバイオディーゼル燃料として再利用しています。平成22年度からは資源ごみ集団回収報奨金の対象品目に廃食用油を加え、廃食用油の再利用などの普及・啓発に努めています。

省エネルギーを総合的に進めていくために有効な手段となるのが、環境マネジメントシステムです。本市は平成12年7月にISO14001の認証を取得した後、平成15年7月にすべての公立小・中学校を範囲に含め、先進的な環境活動を進めてきました。平成26年4月には独自の環境マネジメントシステムに移行し、環境への負荷の低減に努めています。

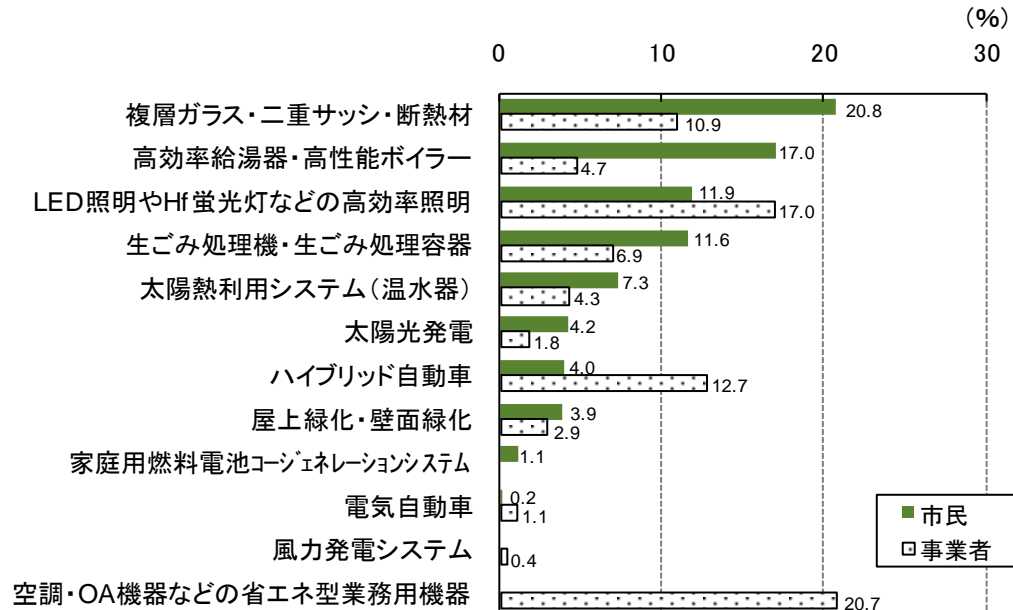
市内の事業所においても、ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムは徐々に普及しています。

一方、家庭などで簡単かつ継続的に環境への取り組みができるように、本市が独自に創設した制度が「エコパートナー制度（三島市家庭版ISO認定制度）」です。本制度は家庭ごとに環境方針や目標を定め、省エネなどを実践した後に、エコパートナーとして認定するもので、平成27年度末までに1,381件が認定を受けています。学校についても、本市では児童・生徒が中心となり、継続的に環境への取り組みを進めている学校を「学校版環境ISO認定校」として認定しており、平成20年度には市内の公立小・中学校21校すべてが認定校となりました。



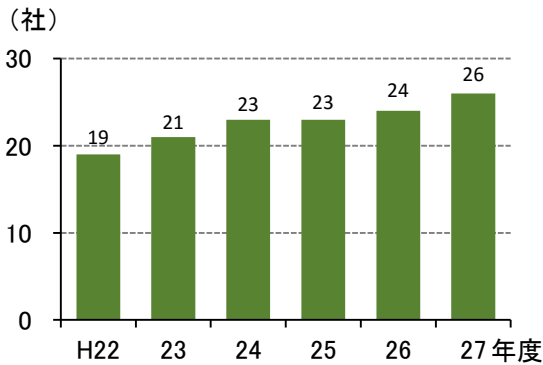
課題

- LED照明・太陽光発電設備等の導入を促進することが必要です。
- バイオマスのエネルギー利用を積極的に進めることが必要です。
- エコアクション21の資格取得を支援することが必要です。



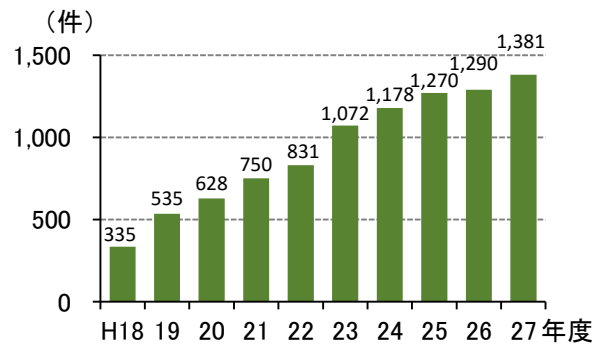
家庭・事業所における省エネルギー・新エネルギーの設備導入率

【資料：三島市環境基本計画に関する意識調査報告書（平成23年2月）】



エコアクション21 認証取得
延べ事業者数

【資料：環境政策課】



エコパートナーの延べ認定者数

【資料：環境政策課】



北上中学校の太陽光発電



消防庁舎の
ハイブリッド外灯



廃食用油の回収



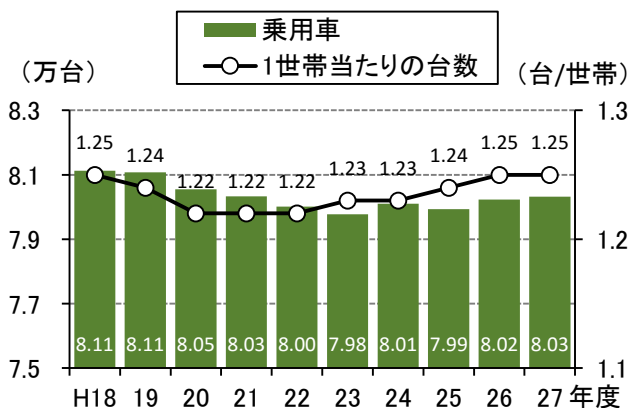
③交通

本市を通る主要交通網は、国道1号、国道136号、東駿河湾環状道路、JR東海道新幹線、JR東海道本線、伊豆箱根鉄道駿豆線などになります。

主要幹線道路は、東西を結ぶ一般国道1号と伊豆へ通じる一般国道136号であり、これに主要地方道や県道が接続しています。平成26年2月に東駿河湾環状道路が開通したことにより、当該地域の交通状況に改善傾向が見られますが、通勤時間帯や休日などに、市街地で交通渋滞が発生しています。なお、市内の自動車保有台数は近年、概ね80,000台程度で推移しています。

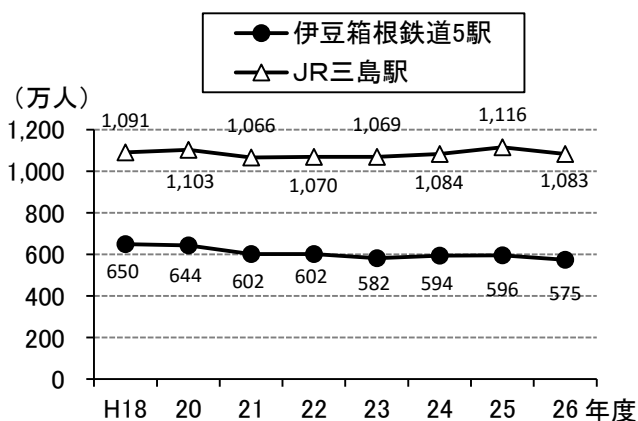
鉄道については、市内にはJR三島駅、伊豆箱根鉄道5駅の合計6駅があります。JR三島駅（東海道本線及び新幹線）の乗車人数は、概ね年間1,100万人前後で推移していますが、伊豆箱根鉄道駿豆線の利用者は減少傾向にあり、平成26年度は575万人となっています。

コミュニティバスについては、「せせらぎ号」と「なかざと号」（100円バス）の巡回運行を支援しているほか、「きたうえ号」、「ふれあい号」等の自主運行も行っています。コミュニティバスの利用者数は概ね横ばいで、平成27年度は玉沢線も含めて合計167,337人となっています。



自動車保有台数の推移

【資料：三島の統計】



乗車人数の推移

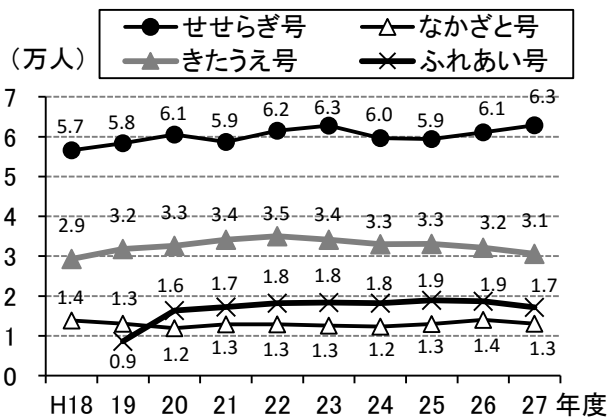
【資料：三島の統計】

課題

- 計画的な道路整備を進め、交通の円滑化を図ることが必要です。
- バス路線の維持・充実を図り、コミュニティバス等の利用者数を増やすことが必要です。



コミュニティバス（ふれあい号）



コミュニティバスの利用者数

【資料：三島の統計】



1-2 廃棄物

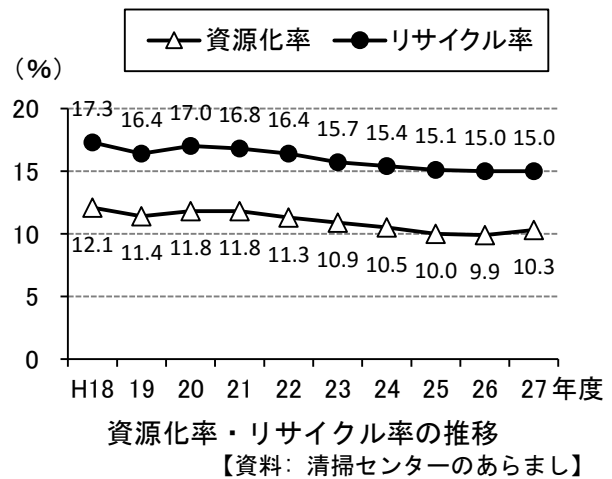
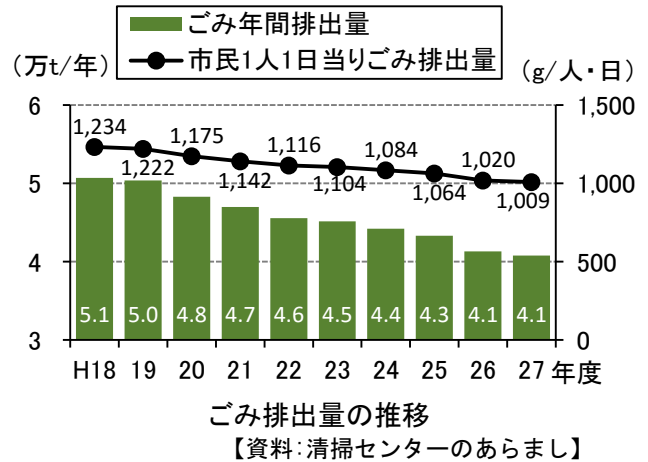
①ごみの減量・資源化

本市のごみ排出量は、平成18年度の約51,000tをピークに、平成19年度以降は減少しています。

家庭や公共施設の生ごみ減量化・堆肥化を推進するため、本市ではコンポストやぼかし容器の無償貸与、ダンボールコンポストの販売などを行っています。また、公園などの剪定枝のチップ化、レジ袋の使用量削減、マイバッグ持参運動の推進、フリーマーケットの開催なども行っています。

ごみの資源化を進めるために、ビン・缶類、ミックス古紙をはじめとする古紙、ペットボトル・白色トレイ、衣類など一般廃棄物を10分別、19種類に分類しています。また、地域の子ども会や学校のPTA、自治会などでもアルミ缶、ビン、新聞紙やダンボールなどを集団回収し、資源化に取り組んでいます。さらに、各地域では本市からの委嘱を受け、環境美化推進員が分別指導などを行っています。

しかし、本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は平成27年度で1,009g/人・日であり、県内の人口10万人以上の都市で最も多い状況となっています。



課題

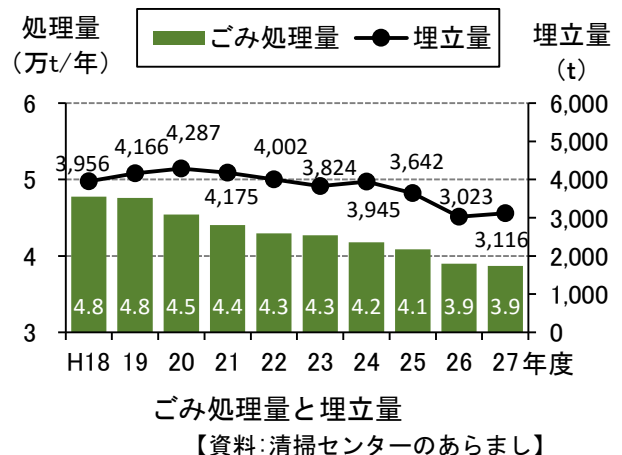
- ごみの排出抑制や再利用による減量、分別による資源化を進めることが必要です。

②ごみの適正処理

市内には約2,000のごみ集積所がありますが、家庭のルール違反ごみ、事業系ごみの不適正排出及び他市町からのごみの流入が後を絶ちません。

また、ごみ処理量全体の20%以上を占める事業系ごみの適正処理や、減量に向けた取り組みが必要となっています。

さらに、本市のごみ処理施設は稼働から25年以上が経過し老朽化が進んでおり、また、最終処分場の残容量のひっ迫により、焼却固化灰の一部を外部搬出し延命化を図っています。



課題

- ごみ集積所におけるルール違反ごみ等への対策が必要です。
- 事業系ごみの適正処理や減量に向けた取り組みが必要です。
- 適正な管理によるごみ処理施設の延命化や新たな最終処分場新しい最終処分場の検討が必要です。



第2節 自然環境

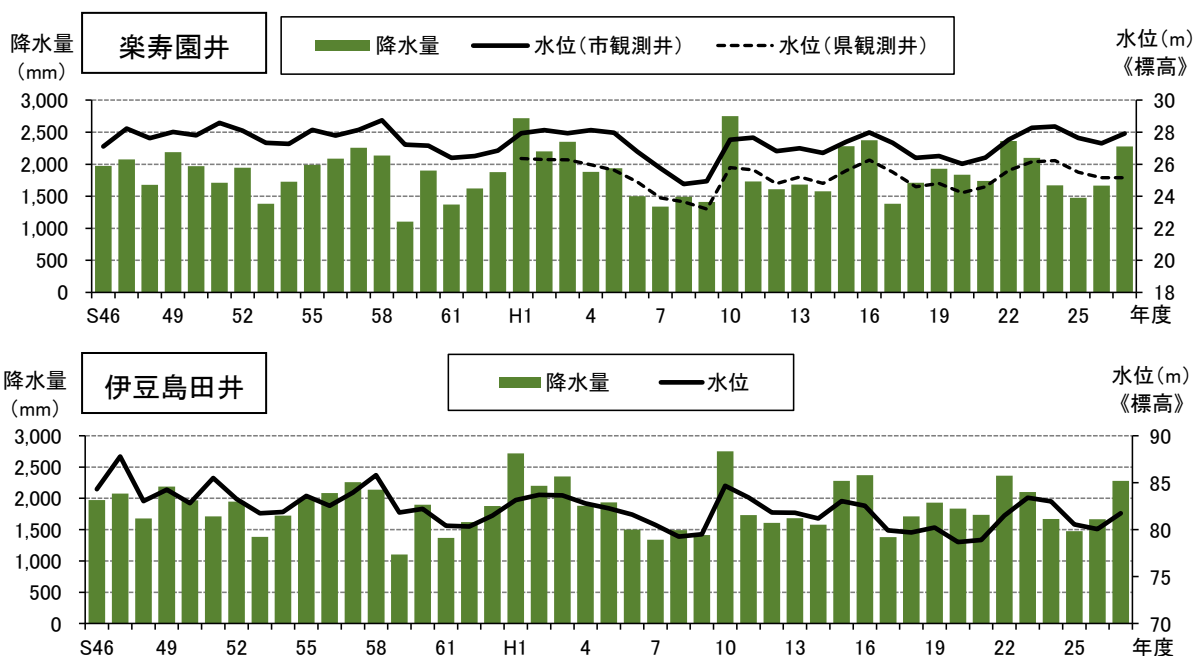
2-1 水資源

①湧水・地下水

本市は、昔から「水の都・三島」と呼ばれていました。湧水の源である「三島湧水群」は、富士山麓に降った雨や雪が地下水となり、楽寿園小浜池や白滝公園、菰池公園などから湧き出したもので、源兵衛川、桜川、御殿川など市街地の中心地より流れる川を形成しています。

しかし、昭和30年代の半ばから工場立地が進み、地下水の使用量が増えたことや、都市化が進んだことにより地下水・湧水が減り始め、現在では小浜池、白滝公園などでは、初夏から秋までの湧水期しか地下水の湧出を見ることができなくなりました。

また、地下水位の変動状況を、楽寿園内の観測井と裾野市にある本市の伊豆島田浄水場で観測していますが、地下水位は長期的に見て緩やかな減少傾向にあるように思われます。



楽寿園井（上）・伊豆島田井（下）の水位と降水量の経年変化

【資料：環境報告書・三島の環境】

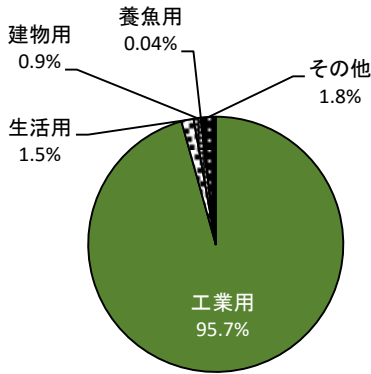
課題

→ 地下水・湧水を増やす対策を講じる必要があります。

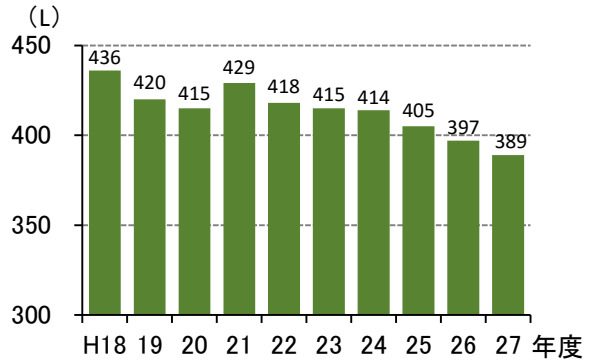
②水利用

地下水は、水質が良好であり、年間を通じて水温の変化がなく、利用が簡易であることなどの理由から、古くから広く地域の人々に利用されてきました。黄瀬川流域（三島市、沼津市、長泉町、清水町）の地下水揚水量の内訳（平成26年）を見ると、工業用水が全体の約95.7%と大部分を占めており、本市の産業を支えています。

また、本市の水道は伊豆島田浄水場の地下水、柿田川由来の県営駿豆水道からの浄水などを水源としていますが、市民1人1日当たりの水道使用量（配水量）は減少傾向にあります。



地下水揚水量の利用割合 (平成 26 年)
【資料:黄瀬川地域の地下水状況】



1人1日当たり水道使用量(配水量)の推移
【資料:三島の統計】

課題 → 地下水・湧水を増やす対策を講じる必要があります。

③河川

市域の主要河川は、一級河川の大場川とその支流の沢地川、山田川及び夏梅木川です。また、市街地には、富士山湧水によって生まれる桜川、御殿川及び源兵衛川があります。大場川は、箱根山に源を発して山麓を流れ、市域を南北に縦断し、狩野川に流入しています。なお、大場川流域に属していない河川としては、松毛川、境川、函南観音川があります。市内全域を流れる河川はすべて一級河川の狩野川水系に属しています。

課題 → 動植物が生息・生育しやすい川づくりを行うとともに、河川の維持管理を適切に行う必要があります。

2-2 森林・農地・里地里山

①森林

森林面積は2,379haで、市域総面積の38%を占めています。このうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は1,645haで人工林率は69%となっています。しかし、森林所有者の高齢化や価格の低迷のため人の手が入らず、放置されたままになっています。そのため、本市では昭和56年度より森林所有者による間伐を支援し、平成7年度からは本市が主体となって箱根西麓森林の間伐事業に取り組んでおり、平成27年度までに1,335haの間伐を実施しています。



ヒノキ植林地(沢地)

また、人工林以外では所々にケヤキ林、コナラ林、シイ・カシ林、竹林などがモザイク状に分布していますが、これらのほとんどは、過去に伐採が行われた後、改めて植樹した林地です。

近年、山の荒廃が進むように、市民の森林に対する関心も薄れてきています。そこで、森林への興味や知見を高め、森林ボランティアの育成・支援などによる、森林整備活動の活性化を図るため、平成14・15年度に森林ボランティアの指導者を育成する「フォレストインストラクター養成講座」や「森林ボランティア体験学習」を実施しました。その後、養成講座の修了生が中心となり森林ボランティア団体「三島フォレストクラブ」が設立され、森林や里山の整備、啓発活動が活発に展開されています。



課題

→ 間伐の実施、森林ボランティア活動の推進により、森林を適切に保全・管理することが必要です。

②農地

農業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成するとともに、多様な生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。しかし、近年では農業者の高齢化や担い手・後継者不足、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は深刻な事態に直面しており、農家数や農業人口、耕地面積は著しく減少しています。こうした中、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業経営のスペシャリストを目指す農業者を「認定農業者」とし、意欲と能力のあるプロの農業者を育成・確保していく取り組みを進めており、平成28年3月末現在、認定農業者は110名が認定されています。また、地場農作物の消費拡大のため、各種イベントでの販売のほか、学校給食での使用を推進しており、地場産物の使用品目の割合は高くなっています。

さらに、地域農業の活性化を図るため、箱根西麓三島野菜のブランド化や、地産地消・旬産旬消を推進しています。

課題

→ 農業の担い手を育成することが必要です。
→ 箱根西麓三島野菜のブランド化をさらに推進することが必要です。

③里地里山

里地里山は、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働き掛けを通じて環境が形成されてきた地域であるため、特有の自然環境が形成され、多くの野生生物が生息・生育する生物多様性の保全上重要な地域となっています。しかし、長い間、里地里山が放置されているため、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されています。

そこで平成17～20年度にかけて、山田川流域の自然環境を生かし、里地里山の生態系に配慮しつつ、放置されている田畑、果樹園、竹林を市民農園方式により復元することにより、農業や自然体験などができるように環境整備を行い、現在は「山田川自然の里」として市民に活用されています。また、市内の竹林の多くは適正な管理がされず、放置されていることから、森林の持つ公益的機能の回復のため、平成21年度から皆伐などによる竹林整備を進めています。

課題

→ 地域の里地里山を復活させる取り組みが必要です。

2-3 動植物・自然とのふれあい

①生物多様性

本市の森林は、標高5mから標高942mまでの広範囲にわたるため、標高700～800mよりも低い所に位置する暖帯性の常緑広葉樹が優占する照葉樹林帯と、それより高い場所に位置する温帯性の落葉広葉樹が優占する夏緑樹林帯の二つに分けることができます。代表的な暖帯性植物としてスダジイ、アラカシ、アオキ、シロダモ、ヤブコウジ、テイカカズラ、ベニシダなどが、温帯性植物としてブナ、カエデ類、ヒメシャラ、マメザクラなどがあげられます。また、「フォッサマグナ地域」にも位置していることから、同地域を特徴付けるサンショウバラ、ハコネコメツツジなども生育しています。



カワセミ（清住緑地）

平成13・14年度に実施した「三島市自然環境基礎調査報告書」によると、市域には1,439種の



植物と2,528種（哺乳類23種、鳥類142種、爬虫類12種、両生類14種、魚類44種、昆虫類2,163種、底生動物130種）の動物の存在が確認されています。

課題

- 調査データの更新を行うことが必要です。
- 調査結果の活用を図ることが必要です。

②野生動植物

絶滅の可能性のある動植物として、「静岡県版レッドデータブック（レッドリスト）」に掲載されている122種が確認されています。また、注目すべき植物群落・植生を、環境省や静岡県の「特定植物群落」などから調べてみると、「楽寿園の森」や「三嶋大社のキンモクセイ」など、特定植物群落2件、国指定天然記念物及び名勝1件、国指定天然記念物1件、県指定天然記念物2件、市指定天然記念物8件が確認されました。

何百年もの長い年月生き続けてきた巨木や、それらが集まってできた林のことを「巨樹・巨木林」といいます。良好な景観の形成や野生動物の生息環境、人々の心の拠りどころとなっている、巨樹・巨木林の存在はとても重要です。全国でもこのような巨樹・巨木林の分布調査が行われており、市内では140本の巨樹が確認されています。また、先人から受け継いだ貴重な財産である巨樹・名木を保護・保存するため、「保存木」（平成27年度時点で42本）として指定し、樹木医による健康診断や治療を実施しています。

これらの貴重な野生動植物の存在を脅かすものとして、外来生物の存在があります。外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与える恐れのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。市内では、特定外来生物として、植物ではアレチウリ、ボタンウキクサ、オオキンケイギク、動物ではクリハラリス（タイワンリス）、ガビチョウ、ソウシチョウ、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバスの合計9種が確認されています。また、外来生物法では規制をしていますが、幅広く生態系等に悪影響を及ぼす恐れのある生物を「生態系被害防止外来種」として注意を呼びかけており、市内ではセイタカアワダチソウやミシシippアカミミガメなどが確認されています。



アレチウリ（山田川）

特定植物群落・天然記念物

特定植物群落	市立公園・楽寿園の森（一番町）、三嶋大社社叢（大宮町）
国指定天然記念物及び名勝	楽寿園（一番町）
国指定天然記念物	三嶋大社のキンモクセイ（大宮町）
県指定天然記念物	御嶽神社の親子モッコク（青木）、駒形諏訪神社の大カシ（山中新田）
市指定天然記念物	神明宮神社社叢（御園）、願成寺のクスノキ（川原ヶ谷）、耳石神社のイタジイ（幸原町）、中のカシワ（中）、愛染院跡の溶岩塚（一番町）、三嶋大社社叢（大宮町）、矢立の杉（山中新田）、鏡池横臥溶岩樹型（一番町）

【資料：三島市自然環境基礎調査報告書】

市内で確認されている特定外来生物

カテゴリー区分	分類	市内で確認されている特定外来生物・要注意外来生物
特定外来生物	植物	アレチウリ、ボタンウキクサ、オオキンケイギク
	動物	クリハラリス（タイワンリス）、ガビチョウ、ソウシチョウ、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバス

【資料：三島市自然環境基礎調査報告書】

課題

- 絶滅危惧種、巨樹を保護していくことが必要です。
- 特定外来生物を駆除・防除することが必要です。



③自然とのふれあい

市内には自然に親しみ、ふれあえる場所がたくさんあります。「平成の名水百選（環境省）」に選ばれた源兵衛川や「静岡県のみずべ100選」に選ばれた楽寿園小浜池、桜川、宮さんの川などでは、夏になると涼を求める人が多く訪れます。春、国立遺伝学研究所や三嶋大社では大勢の人々が桜の花見を楽しみ、秋の文教町イチョウ並木では美しい紅葉を見ることができます。その他にも、中郷温水池や山田川などでは自然観察を、市立箱根の里・箱根キャンプ場ではキャンプやハイキングを楽しむことができます。また、「山田川自然の里」では、市民農園を始め、農業体験や自然散策ができる市民憩いの場として活用されています。

課題

- 快適な水辺を維持・管理していく必要があります。
- 自然とふれあう機会を拡大していく必要があります。



源兵衛川



楽寿園小浜池



境川・清住緑地



白滝公園



国立遺伝学研究所前のサクラ



三嶋大社のサクラ



文教町のイチョウ並木



中郷温水池



山田川自然の里

自然とふれあえる代表的な場所

水とのふれあい	源兵衛川*1、小浜池*2、桜川*2、宮さんの川*2、雷井戸、境川・清住緑地、瀧川神社、三島梅花藻の里、白滝公園、上岩崎公園、菰池公園、水の苑緑地
花・紅葉などの観賞	国立遺伝学研究所(サクラ)、三嶋大社(キンモクセイ、サクラ)、楽寿園(キク、紅葉)、文教町イチョウ並木、妙法華寺(サクラ、紅葉)、長伏公園(サクラ)、上岩崎公園(サクラ)、源兵衛川(サクラ)、玉沢桜街道(サクラ)、塚原新田(サクラ)、市山新田(坂公民館前)(サクラ)、子供の森公園(サクラ)、光ヶ丘緑地(サクラ)、末広山(サクラ)
自然観察	中郷温水池、長伏公園、沢地川、山田川、箱根旧街道
キャンプ・農業体験・釣り	市立箱根の里・箱根キャンプ場、山田川自然の里、狩野川本支流

*1: 平成の名水百選

*2: 静岡県のみずべ100選

【資料: 三島市子供と自然ふれあいマップ、静岡県のみずべ100選、静岡県の湧き水100ほか】



第3節 生活環境

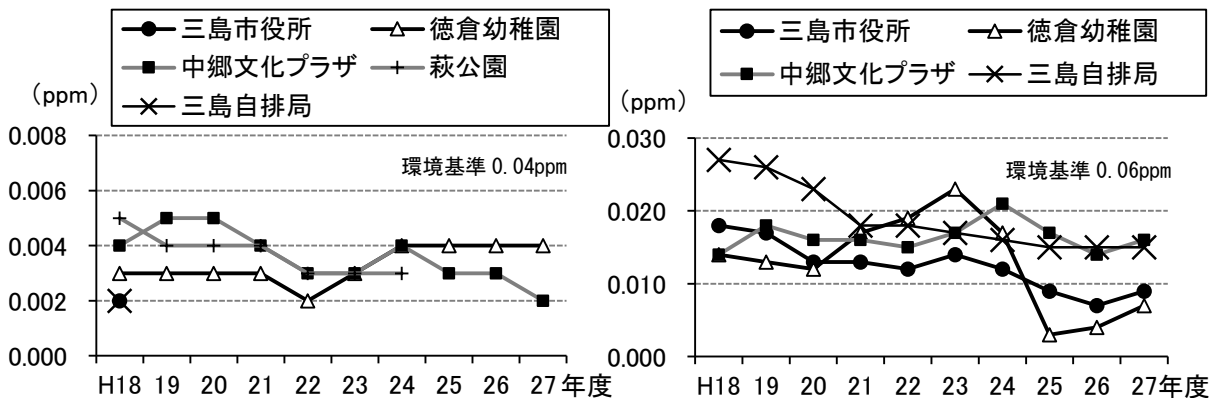
3-1 大気汚染・悪臭・騒音・振動

①大気汚染

環境中の大気については、市内4地点で大気測定局による調査を実施しています。測定項目は、環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素、指針値が設定されている非メタン炭化水素などです。また、発生源への対策、工場への立入検査、ダイオキシンの定期測定などを行っています。

硫黄酸化物は、規制基準の強化、工場・事業場などにおける低硫黄分の燃料使用、排煙脱硫装置などの公害防止対策により、その汚染状況が著しく改善されています。監視測定 of 年平均値を見ると、低い濃度で安定しており、環境基準を達成しています。

窒素酸化物は、工場や自動車などの燃焼過程で発生しますが、燃焼過程の改良などにより、その汚染状況は概ね改善の傾向にあります。監視測定 of 年平均値を見ても、概ね改善の傾向にあり、環境基準を達成しています。



二酸化硫黄(年平均値)の推移

【資料:環境報告書・三島の環境】

二酸化窒素(年平均値)の推移

【資料:環境報告書・三島の環境】

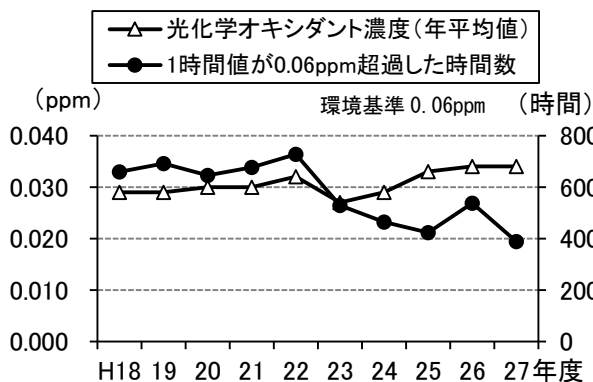
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素などの化学反応によって発生します。監視測定 of 年平均値を見ると、その汚染状況はほぼ横ばいであり、環境基準を達成していませんが、注意報の発令はなく、健康被害も報告されていません。

浮遊粒子状物質は、工場や自動車の燃焼に伴う排出ガスや、物の破砕によって発生しますが、風に巻き上げられた土・砂・海の塩など自然要因による場合もあります。監視測定 of 年平均値を見ると、改善の傾向を示しており、環境基準を達成しています。

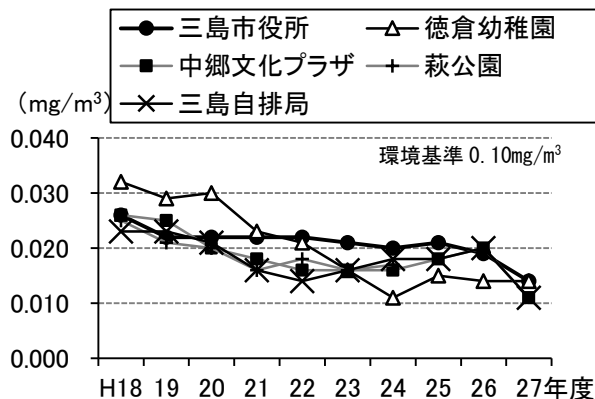
微小粒子状物質は、ディーゼル車の排気ガスが主な発生源であり、外国からの越境汚染も指摘されています。監視測定 of 年平均値を見ると、ほぼ横ばいの傾向を示しており、環境基準を達成しています。なお、平成27年度は、注意喚起情報の発令はありませんでした。

一酸化炭素は、物の不完全燃焼によって発生し、主に自動車の排気ガスに含まれています。監視測定 of 年平均値を見ると、ほぼ横ばいの傾向を示しており、環境基準を達成しています。

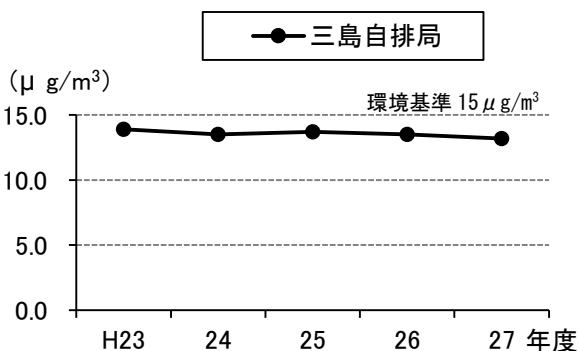
大気汚染に関する苦情のほとんどは、事業所の焼却炉での焼却または野焼きに関するものです。



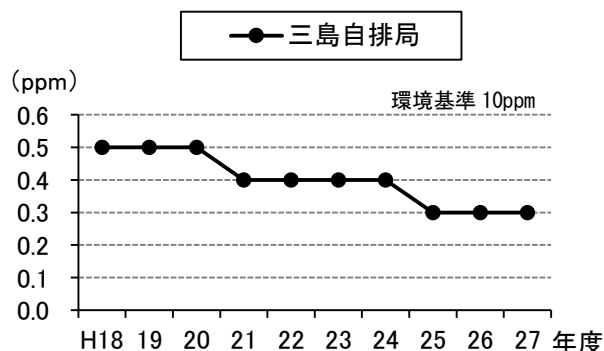
光化学オキシダントの年平均値と1時間値が0.06ppmを超過した時間数の推移
【資料：環境報告書・三島の環境】



浮遊粒子状物質(年平均値)の推移
【資料：環境報告書・三島の環境】



微小粒子状物質(年平均値)の推移
【資料：環境報告書・三島の環境】



一酸化炭素(年平均値)の推移
【資料：環境報告書・三島の環境】

課題

- 大気汚染の環境監視を継続して実施することが必要です。
- 光化学オキシダントの注意報や微小粒子状物質の注意喚起情報を、直ちに市民に周知する体制を維持することが必要です。

②悪臭

臭いに対する感じ方には大きな個人差があり、また、臭いの種類や発生源も様々です。悪臭に関する苦情のほとんどは、野焼きや畜産施設に対するものです。

悪臭防止法では、これまで濃度規制として22種の化学物質が対象となっており、用途地域に応じた規制基準が適用されていました。しかし、物質規制、濃度規制ではなく、人間の五感による基準の方が実情にあっていることから、平成20年4月、臭気指数による規制を導入しました。ちなみに臭気指数規制値は、①市街化区域のうち住居地域（臭気指数10）、②市街化区域のうち住居地域を除いた区域（臭気指数13）、③市街化調整区域（臭気指数15）となっています。

課題

- 関係部署と協力し、畜産農家への指導の強化を図ることが必要です。

③騒音

騒音の発生源は工場・事業場、建設作業、道路交通、鉄道などに分けられます。これらの騒音を規制するため、「環境基本法」「騒音規制法」「静岡県生活環境の保全等に関する条例」などが制定され、特定工場・事業場、特定建設作業などについて、届出の義務と規制基準の順守が求められています。また、一般環境騒音や道路交通騒音などに、環境基準が定められています。





一般環境騒音については、市内全域から主要道路に面していない37地点を選定し、測定を行っています。平成27年度の測定結果はすべての地点で環境基準を達成しています。なお、環境騒音の主な音源は自動車、野鳥、生活音などでしたが、騒音の中身を見ると、特に交通騒音が原因となっている比率が高い状況が従来から続いています。

自動車交通騒音について、平成27年度は自動車騒音常時監視調査対象の2路線において自動車騒音面的評価を実施した結果、対象住宅等戸数766戸すべてが環境基準を達成しています。

東駿河湾環状道路の開通によって、自動車騒音に変動が見込まれる2路線について、従来の方
法で調査を実施した結果、環境基準に適合している時間帯はわずかでしたが、要請限度にはすべて適合しています。

騒音に関する苦情のほとんどは、法規制では対処できないものであり、近隣の小規模な事業場等に対するものとなっています。

課題 → 騒音の発生源に対して、適切な指導を行うことが必要です。

④振動

振動は、工場や建設作業などに関連して発生する振動が、地盤振動や低周波空気振動によって家屋に伝搬し、周辺住民の生活環境を損なうことによって起こるものです。振動の発生源を見ると、工場・事業場、建設作業、道路交通などに分けられます。これらの振動を規制するために、「振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」などが制定されており、特定施設がある工場・事業者に対しては特定施設の届出の義務と規制規準の順守が、特定建設作業を実施するものに対しては建設作業の届出の義務と規制基準の順守が求められています。

課題 → 振動の発生源に対して、適切な指導を行うことが必要です。

3-2 水質汚濁・土壌汚染

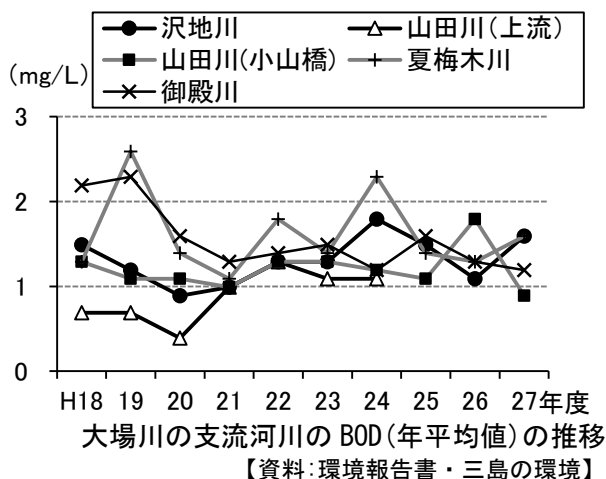
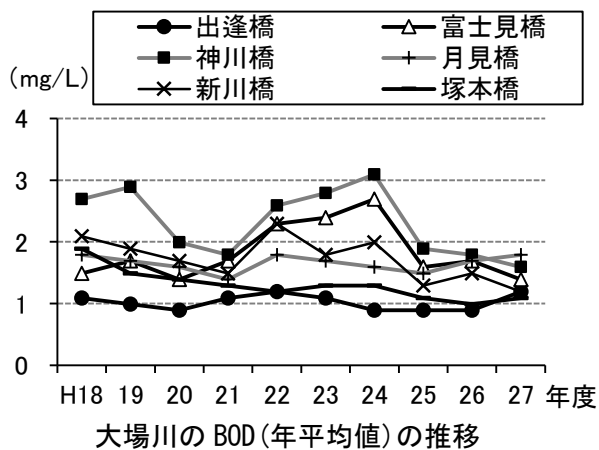
①水質汚濁

河川に関する環境基準には、「生活環境の保全に関する環境基準(生活項目)」と「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」があります。生活項目は主要河川ごとに類型指定され、市内の河川では大場川で設定されています。当初は出逢橋より上流がA類型、下流がD類型に指定されていましたが、下水道の普及、工場・事業所の努力などにより水質が改善されたため、平成15年度から出逢橋より下流がB類型に改定されました。

大場川は箱根西麓を水源として市内を南北に縦断する延長約18kmの一級河川です。大場川及びその支川(沢地川、山田川、夏梅木川、御殿川)のBOD平均値の経年変化を見ると、総じて横ばい傾向となっており、大場川に設定されている環境基準を達成しています。

eco word 環境用語

■河川の環境基準の類型指定：BODのAA類型は1mg/L以下、A類型は2mg/L以下、B類型は3mg/L以下、C類型は5mg/L以下、D類型は8mg/L以下となっています。



【資料:環境報告書・三島の環境】

【資料:環境報告書・三島の環境】

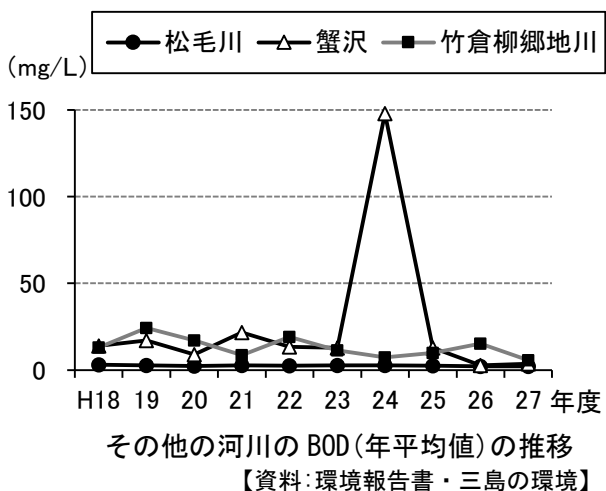
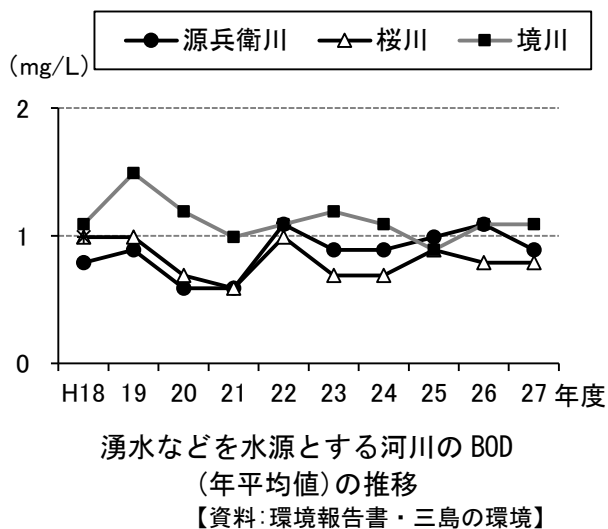
源兵衛川、桜川、境川は、市街地を南下する湧水が水源の河川ですが、湧水の減少に伴って水量が減少するため、源兵衛川では事業場からの温調水を、桜川では大場川中流域の河川水を受け入れています。BOD 平均値の経年変化を見ると、1.0mg/L 前後で推移しており、いずれの河川でも良好な水質を保っています。

松毛川は、市南部の工業地域を流れる河川です。BOD 平均値の経年変化を見ると、2.7mg/L 前後で推移しており、水質はほぼ横ばいの状況です。

蟹沢、竹倉柳郷地川は、畜産排水が流入する河川です。BOD 平均値は変動が大きく、畜産排水の影響が認められます。

地下水の水質測定については、年2回、井戸水2地点（佐野、長伏）と湧水3地点（一番町、竹倉、中）、また、河川水では1地点（松毛川）で、水質の環境基準である健康項目から選んだ16項目の測定を行っています。

平成27年度の測定結果では、全地点・全項目で環境基準を達成しています。



【資料:環境報告書・三島の環境】

【資料:環境報告書・三島の環境】

課題

- 水質汚濁の環境監視を継続して実施することが必要です。
- 水質汚濁の発生源に対して、適切な指導を行うことが必要です。

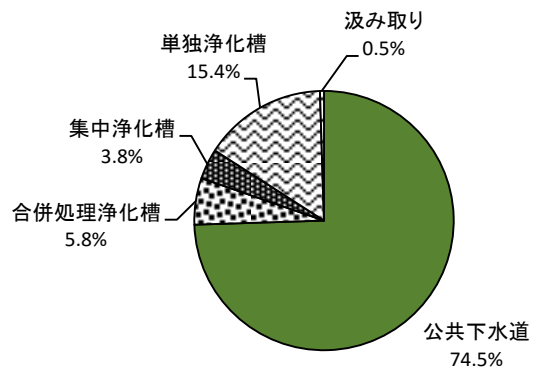


②生活排水・事業排水

家庭や事業所からの排水は、河川や海の水質汚濁の主原因となることから、下水道や合併処理浄化槽などの整備は、水質汚濁防止のためにとても重要です。

本市では、昭和39年度に都市下水路事業として整備に着手し、昭和43年度に計画変更により公共下水道事業が計画されてからその整備拡充が進められ、昭和51年11月に一部の地域から供用が開始されました。平成27年度末現在の公共下水道整備状況は、事業計画面積1,575.0haに対し整備面積は1,270.8haで整備率は80.7%となっています。普及率は行政人口111,483人に対し処理区域内人口は90,917人で81.6%となっており、県下では政令指定都市を除くと最も高い水準となっています。

なお、平成27年度末現在の汚水などの処理状況を見ると、単独浄化槽や汲み取りによる処理が約16%を占めています。



汚水処理状況（平成27年度）

【資料：環境報告書・三島の環境】

課題

→ 公共下水道または合併処理浄化槽の更なる普及促進が必要です。

③土壌汚染

土壌はいったん汚染されると地下水などへの影響が大きく、広範囲に汚染が広がるため、その改善には大変な時間と費用がかかります。

本市では、鍍金工場の跡地、ガソリンスタンドの跡地などで土壌汚染が認められることがあり、静岡県の指導を受けながら、その対策に協力しています。

課題

→ 土壌汚染の未然防止対策の充実を図ることが必要です。

3-3 有害物質・放射性物質・公害苦情

①有害物質

ダイオキシン類は廃棄物の焼却などに伴い生成される化合物であり、毒性が非常に強いといわれています。環境省は大気、水質、底質、土壌中のダイオキシン類について環境基準を定めています。平成27年度は徳倉幼稚園、中郷文化プラザの2地点で大気、沢地川堰場大橋上、沢地処分場の2地点で水質のダイオキシン類を測定した結果、すべての地点で環境基準を達成していました。

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）は、「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」と定義される化学物質のことをいいます。平成27年度は大場川で4物質の測定を行った結果、すべての項目において検出下限値未満であり、重点調査濃度（国土交通省が重点的に調査を実施する際の目安として定めた濃度）以下でした。

アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったため、平成17年度からすべての公共施設のアスベスト調査を実施し、アスベストの吹き付けなどがある学校などの公共施設については直ちに除去の工事を行いました。平成18年度から平成21年度の間、一般大気環境中のアスベストの詳細な調査を行いました。大気中のアスベストは一切検出されませんでした。



家具・建築資材の接着剤や塗料として使われるホルムアルデヒドやトルエン、キシレン、シロアリ防除剤に使われるクロルピリホスなどは、シックハウス症候群を引き起こす原因物質とされています。厚生労働省ではこれらの物質の室内濃度指針値を定めているほか、建築基準法や住宅性能表示制度などでの規制が行われています。

課題 → 有害物質について、今後も継続して監視する必要があります。

②放射線物質

平成23年3月の東日本大震災に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、静岡県にも放射性物質が拡散しました。

この影響を把握するため、公共施設の土壌及び水道水の放射性セシウム等の放射線量、一般大気の空間放射線量を緊急に調査しましたが、土壌からわずかに放射性セシウムが検出されたものの、健康に被害が及ぶレベルではありませんでした。

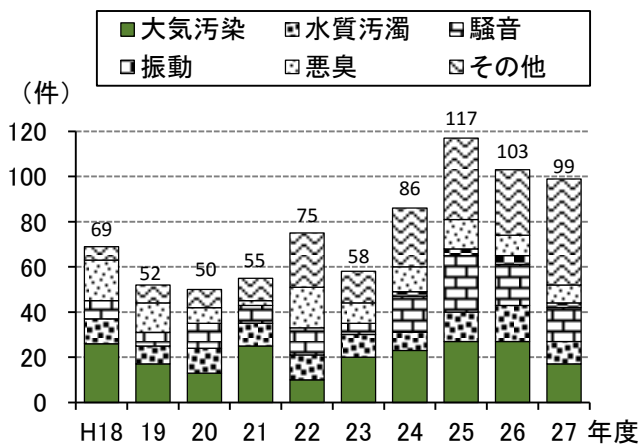
土壌からわずかに放射性セシウムが検出される状況が続いているため、公共施設の土壌の放射性セシウムの放射線量、一般大気の空間放射線量を、継続して調査しています。

課題 → 放射性物質について、今後も継続して監視する必要があります。

③公害苦情

平成27年度の公害苦情の受理件数は99件であり、住宅等での雑草放置に伴う苦情や野焼きに伴う大気汚染が最も多くなっており、公害苦情件数全体も増加傾向にあります。

市民から寄せられる苦情は多種多様ですが、法律や条例に違反する苦情はあまりなく、むしろ法規制では対処できないものがほとんどで、公害苦情というより隣近所の悩み相談といった面が強くなってきています。このようなケースでは、苦情者・原因者双方に対して事情を説明するとともに、粘り強くお願いをしていく以外に方法がないため、解決には時間がかかります。



公害苦情件数の推移

【資料：環境報告書・三島の環境】

課題 → 公害苦情の未然防止を図る必要があります。
→ 公害苦情に速やかに対応する必要があります。



第4節 都市環境

4-1 景観・歴史的資源

①景観

地域の特色に応じたきめ細かな景観形成を進めていくため、平成12年に「三島市都市景観条例」（現在は「三島市景観条例」）を制定しました。平成16年に景観法が制定され、平成18年に静岡県知事の同意を得て景観行政団体となったことから、更なる取り組みを行うため、同条例や「三島市景観形成基本計画（改訂版）」、「三島市景観計画（改訂版）」に基づく、個性ある景観形成に取り組んでいます。

本市は優れた景観資源・眺望点など、数多くの景観要素を有しています。特に本市の大きな特徴である富士山の景観は、市街地や箱根西麓からの雄大な眺望として得られるだけでなく、地域のランドマークともなっています。ほかにも本市を特徴付ける重要な景観要素として湧水と水辺の緑があります。市街地の随所から湧き出ている湧水は、楽寿園小浜池や菰池などの池、源兵衛川、桜川、御殿川などのせせらぎとなり、水辺周辺の豊かな緑と相まって潤いのある景観を生み出しています。また、快適な歩行空間を創出するために電線類地中化と併せた修景整備事業が大通り商店街、芝町通り（本町交差点から市民文化会館に至る県道三島停車場線）で行われました。



箱根旧街道



箱根の大根干し

課題

- ➔ 優れた景観資源や眺望点などを生かした景観形成を行うことが必要です。
- ➔ 景観形成基準に基づく形態誘導や屋外広告物の規制を行うことが必要です。

景観形成の取り組み・優れた景観資源及び眺望点

項目		地点名称
景観法・条例・計画に基づく指定	景観重点整備地区	源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区、白滝公園・桜川地区、大通り地区、芝町通り地区、蓮沼川（宮さんの川）地区
	景観重要建築物	高橋綿店（中央町）、カワツネ（中央町）
	景観重要公共施設	箱根旧街道（西坂）、国道1号谷田地区、源兵衛川
	眺望地点	末広山、施行平（せぎょうだいら）、山中城跡、中郷温水池、向山古墳群、新城橋、新町橋、坂公民館、初音ヶ原（錦田一里塚下）、東壺町田みどり野公園付近、茶臼山、佐野見晴台片平山公園、三島青果市場
	景観重要樹木	文教町イチョウ並木
優れた景観資源	日本の自然景観	箱根火山群、楽寿園周辺の湧泉群、丸池周辺の湧泉群
	静岡県の自然景観	狩野川の自由蛇行、小浜池、箱根軽石流
	伊豆の道風景 30	源兵衛川散策路、広重の描いた三嶋大社前・旧東海道、国指定史跡箱根旧街道
	新三島八景	イチョウ並木の黄葉、三嶋大社桜の舞、楽寿園の紅葉、源兵衛川の蛍、山中城の障子堀、箱根の大根干し、松並木の菰巻（こもまき）、中郷温水池の逆さ富士
	富士見二百景	山中城跡、錦田一里塚、大場川堤防、末広山
その他	源兵衛川（疏水百選・そすいひゃくせん）、御園の河跡湖（狩野川らしさを代表する場所）	

【資料：三島市景観計画、新三島八景、静岡県の富士見二百景写真集、伊豆の道風景 30、狩野川水系河川整備計画、第3回自然環境保全基礎調査・日本の自然景観～東海版、静岡県の自然景観、疏水百選】

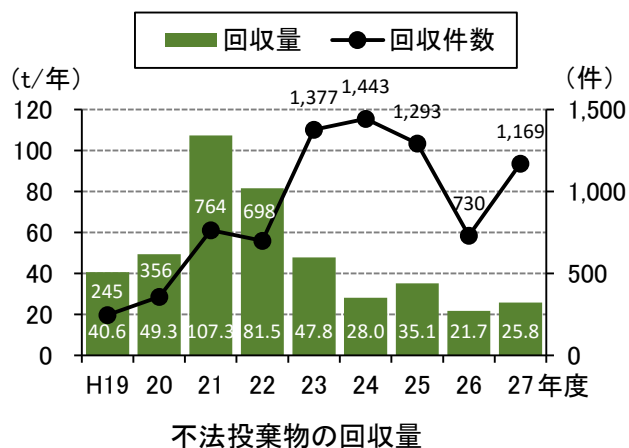


②ポイ捨て・不法投棄

不法投棄や空き缶・たばこなどのポイ捨て、飼い犬の糞の放置などを防止するため、平成9年12月に「三島市ごみの不法投棄等防止条例」を制定しており、全国ごみ不法投棄監視ウィークにあわせて行う「統一美化キャンペーン」などのイベントではポイ捨て防止の呼び掛けが行われています。また、平成18年4月から「三島市快適な空間を保全するための歩行喫煙の禁止に関する条例」を施行し、歩行喫煙、吸殻などごみのポイ捨て、公共の場を汚す行為などを禁止し、一定の成果をあげましたが、受動喫煙の防止や吸殻などの散乱防止の強化のため、平成23年7月より快適空間指定区域においては、路上喫煙を禁止することにしました。

不法投棄については、平成21年度から国の緊急雇用創出事業制度を活用して、不法投棄の監視及び回収の強化を図ったため、一時的に回収量が大幅に増加しましたが、近年では大量な不法投棄が減少しているため、回収量も減少傾向にあります。

不法投棄を防止するための活動としては、不法投棄監視員や業務委託による巡回監視活動、市民や協力団体などからの情報提供による不法投棄物の回収、啓発看板の設置などを行っています。



【資料：廃棄物対策課】

課題 → ポイ捨て防止の啓発、不法投棄防止の監視活動を継続することが必要です。

③歴史的資源

縄文時代・弥生時代などの古代の遺跡が、箱根西麓を中心に487箇所も確認されるなど、本市の歴史は古いものがあります。680年に伊豆国の成立によって国府が置かれたことにより、三島は一躍政治・文化・交通の中心地となりました。江戸時代には難所箱根山を控えた三島は交通の要衝であったことから、物資の集散地、宿場町として繁栄を見るようになり、江戸時代の末期には74軒程の旅籠が軒を連ねる東海道の大きな宿場町の一つでした。そのため、市内には貴重な文化財が随所に保存されており、歴史の息づく街となっています。

文化財は国指定文化財が26件、県指定文化財が13件、市指定文化財が47件、登録有形文化財建造物が8件あり、うち、史跡・名勝・天然記念物として17件が指定されています。

課題 → 郷土の歴史・文化・伝統などを継承していくことが必要です。
→ 文化財の保護・保存、展示による活用・周知などを図っていくことが必要です。

史跡・名勝・天然記念物一覧（平成28年3月現在）

	項目	名称
国指定	史跡	山中城跡、伊豆国分寺塔跡、箱根旧街道
	天然記念物	三嶋大社のキンモクセイ
	天然・名勝	楽寿園
県指定	史跡	向山古墳群
	天然記念物	駒形諏訪神社の大カシ、御獄神社の親子モッコク
市指定	史跡	千枚原遺跡
	天然記念物	愛染院跡の溶岩塚、神明宮神社社叢、中のカシワ、願成寺のクスノキ、耳石神社のイタジイ、三嶋大社社叢、矢立の杉、鏡池横臥溶岩樹型



4-2 公園緑地・緑化

①公園緑地

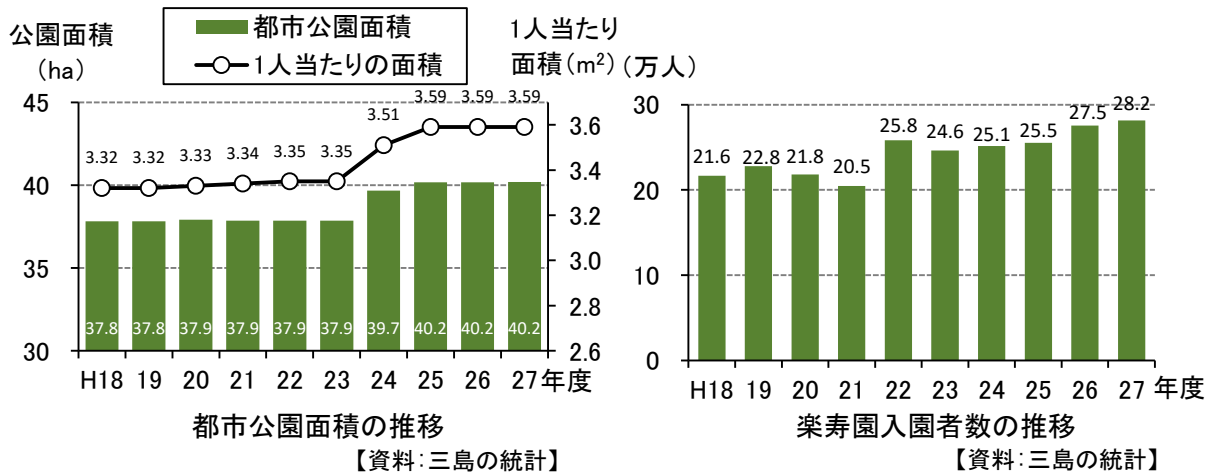
外での遊び場所について、平成 22 年度に実施した小中学生アンケートの結果では、「公園」(58.8%)や「自分や友達の家の中庭」(54.2%)という回答が非常に多く、子ども達にとって公園や庭などの環境が、外での重要な遊び場所となっていることが分かります。

このように、公園や緑地は快適で健康的な都市生活を営む上で欠かすことのできない都市施設となっていますが、本市の平成 27 年度の都市公園面積(緑地・墓園を含む)は 40.2ha、市民 1 人当たりの都市公園面積は 3.59m²であり、全国平均 10.2m²を下回っています。市街化が進んだ現在、公園用地の確保が難しくなっており、「緑の基本計画」に沿った公園整備などを計画的に推進できない状況にあります。

また、市民の貴重な財産であり、市民の憩いの場となっている楽寿園の入園者数の推移を見ると、平成 22 年度以降、増加傾向にあります。

課題

- 既存公園の整備や機能充実を図っていくことが必要です。
- 楽寿園を将来にわたって保全し、市民が楽しめる公園として適正に維持管理していくことが必要です。



②緑化

緑化意識の高揚を図るとともに、「みどりと花いっぱい運動」を推進するために、記念樹配布事業(緑の贈り物)、生け垣づくり用苗木の配布、三島みどりまつりの開催などを行っています。平成 14 年度からは「三島市ふるさとの緑保全基金」を開始しました。この制度は、市民の皆さんや企業・団体などからの寄付金を市内に残る貴重なふるさとの緑の保全事業の費用に充てるため、積み立てを行うものです。また、緑化の促進とともに、地球温暖化の防止にも寄与するため、建物の屋上や壁面の緑化を行う際の補助も実施しています。

課題

- 今後も家庭、事業所、学校などで、緑化の普及を図っていくことが必要です。



第5節 参加・協働

5-1 環境教育・環境学習

①環境リーダー

環境問題を解決し、持続可能な社会をつかっていくためには、「環境を考え、行動する人材の育成」が重要であることから、あらゆる世代を対象に、地球的視野に立った環境活動への意欲を育むとともに、活動の実践を広める環境リーダーを育てる環境教育を積極的に進めています。環境リーダーの育成人数は毎年着実に増加しており、平成27年度には1,594人となっています。

課題

→ 環境リーダーの中から、環境ボランティアとして活動する担い手を育成することが必要です。

②環境教育・環境学習

環境への意識を育んでいくためには、幼児期からの環境教育が大切です。このため、幼児には「環境への意識の芽生え」を、小学生には「行動意欲の醸成」を、中学生には「自発的行動の誘導」を、高校生以上の市民には「リーダー性の発揮」を掲げ、各世代に応じて段階的に発展していく環境教育の推進に努めており、幼児を対象に自然観察会、小学生を対象に環境探偵団、中学生を対象に中学生環境リーダー研修などを行っています。また、保育園保育士と幼稚園教諭などの連携による環境教育教材の作成といった多様な環境学習プログラムの開発、提供にも取り組んでいます。

課題

→ 環境や社会状況の変化に応じて、環境教育の内容を改善していくことが必要です。
→ 高校生以上の環境教育で、参加促進を図ることが必要です。

段階的な環境教育・環境学習の内容(1)

対象	施策名	概要
幼児	保育園・幼稚園の協働による環境教育教材づくり	保育園保育士と幼稚園教諭によるプロジェクトチームを結成し、手づくりの環境教育教材や環境学習プログラムに取り組んでいます。
	自然観察会	保育園・幼稚園の近くにある公園、川、ビオトープなどで、植物や昆虫などの観察を行い、生き物や自然を大切にすることを培っています。
小学生	小学生環境探偵団	毎年、環境探偵団を結成し、市内のせせらぎについての学習や水生生物観察会、富士山での自然観察、風力・水力発電施設の見学、エコセンターでの環境学習などの環境体験学習を行っています。
	小学生水生生物観察会 小学生環境学習グッズの作成	夏休みの1日、湧水河川の源兵衛川で水生生物を観察し、生物の生息状況から川の汚れ具合を調べる環境学習を実施しています。 環境に関する豆知識として、市内の名所を記載した下敷きを作成し、児童に配布しています。
中学生	中学生環境リーダー研修	中学生を対象に、富士山での環境体験学習などを通じて、環境問題への理解と認識を深めるとともに、これからの学校生活における環境保全活動のリーダーの育成を進めています。
高校生以上	環境保全講演会	年2回、一般市民を対象に身近な環境問題から地球環境問題に至る様々な環境についての講演会を開催しています。
	事業者のための環境技術研修会	80社程度の事業所で構成される三島地区環境保全推進協議会の主催により、先進的な環境技術を導入した事業所などの事例を中心に研修会を開催しています。



段階的な環境教育・環境学習の内容(2)

対象	施策名	概要
学校との連携	小学校用「環境読本」の作成・活用	学校教育の中で環境教育を進めるため、教員と本市職員が連携し、小学校の教育課程に準拠した補助教材として「環境読本」を作成して、授業での活用を図っています。
	そよ風学習（環境出前授業）	学校における環境教育を推進するため、本市教育委員会と本市が連携し、授業などの要望に応じて環境出前授業「そよ風学習」を実施しています。
	ふじのくにエコチャレンジ KIDs	子どもたちがリーダーとなり、家庭での地球温暖化防止活動に取り組むプログラムを実践します。県地球温暖化防止活動推進センターと学校、市が連携して行います。

③食育

本市は平成20年3月、「食育基本法」に基づく「三島市食育基本計画」を策定するとともに、食育を恒久的に進めるために、平成21年4月に県内では初めてとなる食育を中心とする「三島市食育基本条例」を施行しました。また、平成21年市議会2月定例会において、静岡県内では初めて「食育推進都市宣言」を決議しています。この宣言は、市民一人ひとりが食育を推進し、健全な食生活を営むなど、食育基本条例で定めた基本理念や基本施策を、市、市民、事業者などが協働し、全市民的な活動として進めていくことを決意するものです。

その後、平成25年3月には「第2次三島市食育基本計画」を策定しました。計画の5つの基本目標のひとつ「V『環境を未来に引き継ぐ』ために」では、自然の恵みに感謝する心の育成や、環境にやさしい食育の推進など、環境基本計画との連携についても位置付けられています。

課題

→ 学校での食育教室、団体対象の食育講座などを開催し、これまで実践してきたエコ料理のさらなる普及と食品ロスの削減などを啓発することが必要です。

5-2 環境保全活動・環境情報

①地域での環境保全活動

郷土の環境を保全し、未来に引き継いでいくためには、地域の環境は地域で守り育てていくことが必要です。「地域」とは、自治会や小・中学校区などを単位とする地域社会をいい、「守り育てる」とは、その地域の皆さんが主体となって地域の環境を知り、保全・改善していくために活動することです。

平成13～19年度に、本市と日本大学国際関係学部の共催により市民環境大学を開講しましたが、同大学の中でエコリーダーの認定を受けた修了生が、地域において環境保全活動の中心的役割を担う環境リーダーとして活躍しています。また、エコリーダーは、市内4地区（旧市内・北上・錦田・中郷）に分かれて実施したワークショップにおいて、様々な地域環境づくりのための提案を行い、その提案をもとに各地区で実践活動を行っています。

このほかにも、三島市民活動センターで「環境の保全を図る活動団体」として登録されている市民活動団体は、平成28年3月現在で18団体あります。その活動内容は、河川や湧水の水質保全、山林・竹林などの自然環境保全など多岐にわたっています。また、市内の事業所などで昭和54年に設立された「三島地区環境保全推進協議会」や、狩野川水系の水質保全を目的として昭和41年度に設立された「狩野川水系水質保全協議会」などの組織でも、環境保全活動が実施されています。

このような環境ボランティア団体による活動拠点や学習拠点としての活用を図るため、登録有形文化財である旧三島測候所を「エコセンター」として整備し、平成21年4月1日から一般公開しています。エコセンターは、現在、ストップ温暖化推進員やエコリーダー、エコライフみしま編集スタッフの活動拠点、環境情報の発信拠点として活用されています。



課題

→ 環境ボランティア団体が、自治会や小・中学校区などの地域社会と連携して、環境保全活動を実施することが必要です。

②環境情報

本市では、環境の現状や環境に関する施策の実施状況などを明らかにするため、年次報告書として環境報告書を作成し、公表しています。そのほかにも、環境に関連した情報などについては、本市のホームページやフェイスブック、広報みしま、コミュニティFMなど、多様な媒体を通じて環境情報の提供を行っています。また、年2回、市民ボランティアが編集した地域環境情報誌「エコライフみしま」の発行も行っています。

市内でも環境報告書を作成・公表することが、事業者の環境保全に向けた取り組みの自主的改善とともに、環境への取り組みに対する社会的説明責任を果たし、社会からの信頼を勝ち得ていくことに大いに役立つため、環境報告書を発行している事業所が最近では増えています。

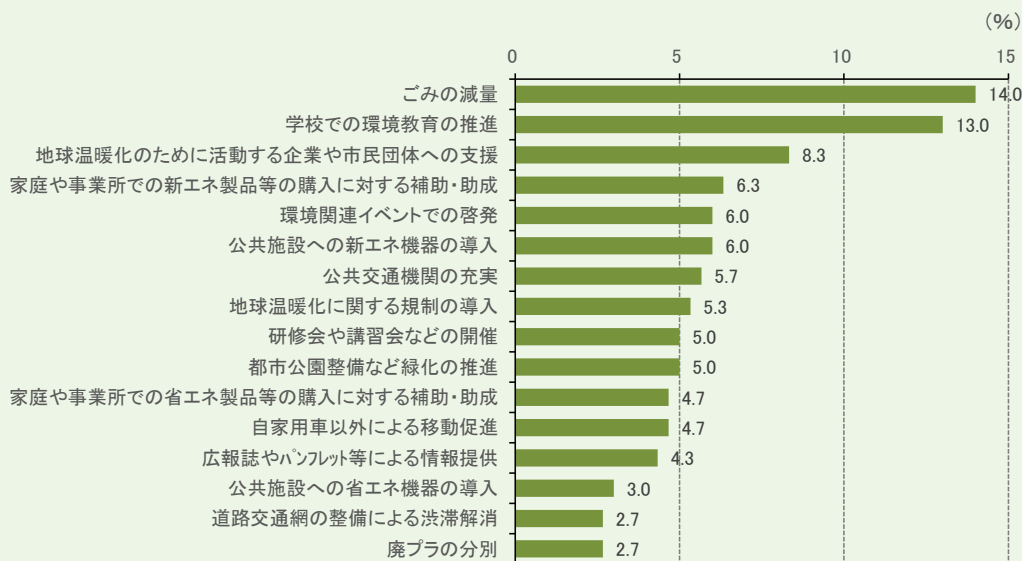
課題

→ さらに積極的に環境情報を発信し、市内外に周知することが必要です。



重点的に取り組むべき地球温暖化対策は？

平成28年度に市内の環境ボランティアの方などを対象としたアンケート調査(回答者63名)を実施しました。その結果、重点的に取り組んでいくべきと考える地球温暖化対策は、「ごみの減量」「学校での環境教育の推進」などが上位にあがっています。



重点的に取り組んでいくべきだと考える環境施策（地球温暖化対策）